平成２６年（フ）第３３５号
仙台市泉区南光台５丁目15番２号　芳賀コーポ201
債務者　寒河江　真
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
茨城県水戸市大串町715　汐ヶ崎病院、住民票上の住所茨城県水戸市元吉田町1249番地の34
債務者　池田はや乃
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
茨城県結城郡八千代町大字若1552番地124
債務者　橋本　　清
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８２号
茨城県常総市水海道宝町2830番地、前住所茨城県取手市井野4930番地　ウインドミルＣ101
債務者　菊地　幸枝
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０４号
茨城県常総市古間木1910番地20
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０５号
茨城県坂東市岩井921番地
債務者　張替　　仁
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１１号
茨城県古河市原町４番11号
債務者　鈴木麻里絵
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１７号
茨城県下妻市半谷502番地15　コーポパレアナ203
債務者　関根　東二
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２２号
茨城県坂東市小泉948番地２
債務者　坂　　進
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３０号
茨城県古河市三杉町２丁目20番11号
債務者　穴澤　和吉
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３３号
茨城県古河市諸川948番地２、前住所茨城県古河市諸川1416番地２　タウンアイリスＥ―201
債務者　森　　利枝（旧姓大上・旧々姓川俣）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５号
千葉県鴨川市貝渚3191番地
債務者　小澤　政次（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第５３０号
京都市中京区麩屋町通六角下る坂井町470番地　緑の館アネックス201
債務者　我妻　一也
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市城北新町２丁目１番３―310号メゾン白鷺、従前の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１　８棟502号
債務者　中田　京子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６号
鳥取県倉吉市馬場町68番地　県営住宅和田団地４―204、旧住所鳥取県東伯郡北栄町大谷1504番地
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４０３号
広島県大竹市御園２丁目９番５の306号　市営御園５号アパート
債務者　三宅　洋輔
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２号
秋田市土崎港南１丁目10番71号
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部